

～ お 知 ら せ ～

当署におきましては、労働基準法等の改正内容等の説明を希望される事業場に対し、個別相談会を実施しております。

労働基準法の改正内容等の説明をご希望される場合は、下記まで別紙（裏面）によりFAX等によりご連絡いただきますようお願いいたします。

場所・日時等は調整させていただきます。

連絡・問合せ先

川 崎 北 労 働 基 準 監 督

労働時間相談・支援班

電 話：044-382-3190

FAX：044-820-3184

FAX：044-820-3184

川崎北労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行き

労働基準法の改正内容等に係る個別相談会を希望します。

希望日等の記入をお願いします。

令和 年 月 日 () □午前 □午後

※午前：9時～12時の間 午後：13時～16時の間

希望する相談内容に☑をお願いします（複数回答可）。

- 労働基準法等の改正内容に関する事
- 36協定を含む労働時間制度全般に関する事
- 変形労働時間制等の説明及びその導入等に当たって必要な労働基準監督署への届出書類の作成に関する事
- 中小企業に対する各種支援策等に関する事
- その他

事業場名：

電話番号：

担当者職氏名：